

## 目 次

### 第 1 号 5月16日（木曜日）

令和6年度下郷町議会5月第1回会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
町長提案理由の説明	3
下郷町選挙管理委員会委員の再選挙について	5
報告第1号 専決処分の報告について （専決第 7号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第8号））	6
報告第2号 専決処分の報告について （専決第 8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）	8
報告第3号 専決処分の報告について （専決第 9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）	10
報告第4号 専決処分の報告について （専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）	11
報告第5号 専決処分の報告について （専決第11号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第9号））	13
報告第6号 専決処分の報告について （専決第12号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））	13
報告第7号 専決処分の報告について （専決第13号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	13
報告第8号 専決処分の報告について （専決第 1号 損害賠償の額の決定及び和解について）	15
散会	18

令和6年度下郷町議会5月第1回会議会議録第1号

招集年月日	令和6年5月16日			
本会議の日程	令和6年5月16日から5月16日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和6年5月16日	午前10時00分	議長 湯田健二
	散会	令和6年5月16日	午前11時16分	議長 湯田健二
応招議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
不応招議員	なし			
出席議員	1番 渡部 哲	2番 星 昌彦	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗
	5番 猪股 謙喜	6番 小玉 智和	7番 大竹 浩治	8番 星 和志
	9番 星 邦一	10番 山名田 久美子	11番 星 能哲	12番 湯田 健二
欠席議員	なし			
会議録署名議員	3番 佐藤 勤	4番 湯田 純朗		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 佐藤 英勝
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 湯田 浩光	農林課長 猪股 朋弘
	参事兼建設課長 玉川 武之	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 只浦 孝行	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 玉川 和哉	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会5月第1回会議議事日程（第1号）

期日：令和6年5月16日（木）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
3番 佐藤 勤  
4番 湯田 純朗
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 下郷町選挙管理委員会委員の再選挙について
- 日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について  
(専決第 7号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 6 報告第2号 専決処分の報告について  
(専決第 8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 7 報告第3号 専決処分の報告について  
(専決第 9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 8 報告第4号 専決処分の報告について  
(専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 9 報告第5号 専決処分の報告について  
(専決第11号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について  
(専決第12号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))
- 日程第11 報告第7号 専決処分の報告について  
(専決第13号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 報告第8号 専決処分の報告について  
(専決第 1号 損害賠償の額の決定及び和解について)

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年度下郷町議会5月第1回会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、佐藤勤君及び4番、湯田純朗君を指名いたします。

---

**日程第2 会議日程の報告**

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

さきの議会運営委員会において、会議の日程を本日1日限りにすることで決定されたことを報告いたします。

---

**日程第3 町長提案理由の説明**

○議長（湯田健二君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。本日ここに令和6年度下郷町議会5月第1回会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本会議におきましては、報告8件をご提出申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、その概要につきましてご説明を申し上げます。報告第1号 専決処分の報告について（専決第7号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、本補正につきましては、2月以降の降雪に伴う除雪費の対応のため、歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、予算の総額に変更はございません。土木費、道路維持費において、その所要額2,000万円を増額し、予備費により財源を調整したものであります。本補正につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月10日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税法等の一部

を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整と所要の改正を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月30日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、過疎地域における地方税の減収補填措置期間を延長するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において規定された事項について令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げるとともに、経済動向等を踏まえた保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しなど所要の改正を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第11号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第9号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ9,352万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億1,572万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては交付金等の額の確定により、また歳出につきましては事業費の確定に伴い、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第6号 専決処分の報告について（専決第12号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ3,307万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,300万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては県支出金の額の確定により、また歳出につきましては保険給付費の額の確定により、それぞれ予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項につい

て令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第7号 専決処分の報告について（専決第13号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ83万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,200万2,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付費83万9,000円を増額計上し、歳入においてその財源となる後期高齢者医療保険料を同額計上したものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

報告第8号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、本件につきましては、令和5年11月9日に会津若松市花春町地内において発生した公用車による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年4月24日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。今後、職員に対しより一層の安全運転の指導に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上、本会議に提出いたしました報告についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 星學君。

○町長（星學君） 大変失礼しました。

報告第3号の専決処分の報告についての令和6年3月30日に公布されたものを令和6年3月31日付ということ、30日付ということに訂正いたします。

それから、報告第4号の政令が令和6年3月30日に公布されたことを31日ということですので、30日に訂正します。

それから、令和6年の3月30日付ということでしたけれども、31日付で専決処分したという説明いたしました、訂正して30日に改めます。

以上、ご理解ください。

---

#### 日程第4 下郷町選挙管理委員会委員の再選挙について

○議長（湯田健二君） 日程第4、下郷町選挙管理委員会委員の再選挙を行います。

令和6年度下郷町議会4月第1回会議において当選されました下郷町選挙管理委員会委員1名が辞退となったことに伴い、地方自治法第182条第1項の規定に基づき、1名の選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

○議長(湯田健二君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、星和志君、7番、大竹浩治君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(湯田健二君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(湯田健二君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の地区名と氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長、荒井康貴君。

(点呼・投票)

○議長(湯田健二君) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番、星和志君、7番、大竹浩治君、開票の立会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

(開票)

○議長(湯田健二君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票6票、無効投票6票です。

有効投票のうち、地区名、戸赤、室井正広君、6票。

この選挙の法定得票数は1票です。得票数は、いずれもこれを超えております。

したがって、地区名、戸赤、室井正広君の1名が下郷町選挙管理委員会の委員に当選されました。

---

## 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

(専決第7号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第8号))

○議長(湯田健二君) 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について(専決第7号 令

和5年度下郷町一般会計補正予算（第8号））についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。それでは、私から報告第1号についてご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。報告第1号 専決処分の報告について（専決第7号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、本補正につきましては、2月以降の降雪に伴う除雪費の対応のため、歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、予算の総額に変更はございません。

6ページを御覧ください。こちら、歳出の中で8款土木費、2目道路維持費において、その所要額2,000万円を増額し、予備費による財源を調整したものでございます。

本補正につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月10日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 5番、猪股、質問させていただきます。

これ5年度の除雪費ということで、この2,000万円の補正で5年度の除雪費においては最終の補正になるのかどうかと、あと例年、5年度ですから、4年とか3年度に比べて全体の除雪費はどうだったのか、お尋ねいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正が最終かどうかという部分についてでございますが、今回は最終でございます。

実績等につきましては、建設課長がご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） お答えしたいと思います。

近年、雪がかなり減っている部分もございますが、除雪費ということで、最終的な除雪の委託料関係、ちょっと金額で申し上げたいと思います。よろしく願いします。5年度の確定額ということで、5,911万9,466円となっております。4年度につきましては、6,079万6,152円となっております。ほぼ同額だったかと思えます。3年度につきましては、非常に降っておりまして、1億5,081万9,159円となっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。



○議長（湯田健二君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで専決処分の報告について（専決第7号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第8号））についての件を終わります。

---

## 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

（専決第8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第6、報告第2号 専決処分の報告について（専決第8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） それでは、議案書7ページのほうを御覧ください。報告第2号、専決第8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い改正するものであります。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、対照表の1ページのほうを御覧ください。第51条第2項は、町民税の減税に関するものであります。こちらの内容は、定められた規定に該当することが明らかな場合、職権により町民税の減額を認めることが可能となる規定を追加しております。生活保護対象者、当該年において所得が皆無の者、学生、生徒などがそれらに該当いたします。

第56条につきましては、私立学校法の改正に合わせ、地方税法を改正するものでございます。こちらの改正は、令和7年4月1日施行となっております。

次の2ページをお開きください。第71条第2項の固定資産税の減額、第139条3第2項の特別土地保有税の免除でございますが、こちらもそれぞれの税額を職権で減額することが可能となる規定の追加となっております。貧困により生活のため扶助を受けている者の所有する固定資産、公益のために直接占用する固定資産税等が該当いたします。また、町の全部または一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地などが該当に挙げられます。

ページ飛びまして、4ページのほうをお開きいただきたいと思います。第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、その下、5ページの第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、次、6ページの第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例でございますが、今年度税制改正で導入された定額減税に伴う改正となっております。個人住民税の特別控除

に係る規定の新設で、令和6年度の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1名につき1万円の減額をするものでございます。対象は、納税者の合計所得金額が1,805万円、給与所得にしますと2,000万円以下の場合が対象となっております。なお、定額減税による減収分については、全額国庫で補填されるものとなっております。

ページ飛びまして、10ページのほうをお開きください。第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除ですが、こちらも定額減税に伴い新設されたもので、令和7年度分の個人住民税所得割から、控除対象者配偶者に係る1万円の減税を実施する規定であります。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例でございますが、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定の追加と条ずれの改正を行ったものです。

附則第10条の2でございますが、法律改正に合わせ、参酌基準をそれぞれ改正し、項ずれによる文言の整理をしたものであります。

次、12ページをお開きください。附則第10条の3第3項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、右側の改正前の新型コロナ関連の固定資産税の特例が期限終了のため削除となり、次項が繰上げになっております。認定長期優良住宅に係る特例については、申請書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合については、特例を適用できる規定を新設したための改正となっております。

ページ飛びまして、14ページをお開きください。附則第11条から17ページ、附則第15条でございますが、こちらは法律改正によりまして、令和3年度から令和5年度までの適用期間が令和6年度から令和9年度まで、3年間延長される改正となっております。

17ページ、附則第16条3から19ページ、附則第20条の3ですが、こちらのほうは個人住民税の特別控除に係る規定が新設されたため、特別税額控除の対象となる所得税の額について、各種の所得割額を含める読替規定の追加となっております。

以上、専決第8号、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月30日専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 1つお伺いいたします。

税改正ということで、国が決めた税改正なので、それに基づいて町のほうの条例も変わるということは分かるのですが、これだけ長々と言われると、どこに誰が該当するかというのが全く分からないのです。これだけの税が変わって、町民の中でこれに該当するという人は何人いるのか、そういったのは全部調査されていますか。

その辺1点お伺いしたいのと、これだけごちゃごちゃとすることで、やはり改正内容が分かりやすいような資料というのは、前から出してほしいと何度も以前の議員さんからも出ているかと思うのです。そういった資料というのは出ないのかどうか、出してくださいということをお願いするような気がするのですけれども、その辺どうなっているのか

お伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほどの山名田議員のご質問にお答えいたします。

下郷町で現時点では、定額減税の対象見込み者数は約1,974名程度を見込まれております。減税の内訳としましては、町民税が約1,700万円程度、県民税が1,171万円程度を見込んでおります。

こちらの制度についての詳しいパンフレット等ということでございますが、こちらのほうの制度もちょっと複雑になっておりまして、概要的なパンフレットはすぐお出しできるかと思えますけれども、家族所得の額もしくは扶養親族によりまして、家族等の計算方法が様々異なってまいります。あくまでも計算の基となる図表のほうはお示したいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 下郷町は、固定資産税がちょっとほかの市町村より高いというようなことを言われるのですけれども、負担調整率とか、そういうあれほどのぐらいでやっているのですか。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） もう一度お願いします。

○1番（渡部哲君） 私はよく言われるのですけれども、下郷町の固定資産税ちょっと高いのではないかって、他市町村から比べて。どのぐらいの負担調整率で徴収しているのかどうかというか。

○議長（湯田健二君） 税務課長、玉川清美君。

○税務課長兼会計管理者（玉川清美君） 今ほどの渡部議員のご質問にお答えいたします。

下郷町、特に高い税率を使っておるわけではなく、1.4%の標準額算定させていただいておりますので、こちらに固定資産の標準税率を掛けて試算しております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで専決処分の報告について（専決第8号 下郷町税条例の一部を改正する条例の制定について）の件を終わります。

---

## 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について

### （専決第9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（湯田健二君） 日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（専決第9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

税務課長、玉川清美君。

- 税務課長兼会計管理者（玉川清美君） それでは、議案書19ページのほうをお開きいただきたいと思います。報告第3号、専決第9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令により、一部改正するものとなっております。

内容改正につきましては、新旧対照表により申し上げますので、21ページのほうをお開きいただきたいと思います。下郷町税特別措置条例第3条、過疎地域における課税免除に関するものでございます。こちらは、課税免除を受けることのできる事業用設備等の取得期限を令和6年3月31日を3年間延長し、令和9年3月31日までとする改正となっております。事業所等で設備投資に係る費用の償却資産及び家屋に係る課税を減免するもので、取得から5年間の課税免除を受けることができる特例措置となっております。現在この法令で対象になっている事業所のほうは、1社のみとなっております。

施行期日は、令和6年4月1日となっております。

以上、専決第9号、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月30日専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

- 議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで専決処分の報告について（専決第9号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

---

## 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について

（専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

- 議長（湯田健二君） 日程第8、報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

- 町民課長（室井節夫君） 議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課額限度額を22万円から24万円に引き上げるとともに、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乘じる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる内容でございます。

それでは、議案書の22ページと新旧対照表の22ページをお開きいただきたいと思っております。新旧対照表の改正後の欄でご説明申し上げます。第2条第3項の「ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする」を「ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする」に改正。

第23条第2項の「特定同一世帯所属者1人につき29万円」を「特定同一世帯所属者1人につき295,000円」に改正。

第3項の「特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額」を「特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額」に改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日からとなっております。

以上、報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）を説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 先ほどから聞いているのですけれども、税金の減額、減免というようなことを専決処分にしているみたいなのですけれども、それでそれは国のほうから何か負担があるということですか。その減額した分、国のほうが補助してくれるというか、そういうふうには受け取ってはまずいのか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、渡部議員の質問については、保険税の仕組みについて若干説明したいと思います。今、資料整い次第説明します。

国民健康保険税は、県内全体で決めた率で今徴収をして、そして県の国保連合会に一旦納めて、そしてお医者さんにかかった分をこっちに、町の特別会計に入ってきてお支払いをするという制度です。この税率を5年、始まって3年目だと思いますが、税率県内一本化にしようというのが今始まった制度からなっていますけれども、各町村のそれぞれの保険にかかる人たちの差がいろいろありますので、まだ調整には至っていませんけれども、県内統一の税率でやっていきたいと思いますというのが今の県の国保連合会の制度

でございます。その上で調整して国保税は徴収しておりますので、その制度をご理解いただいて、あとは担当者のほうから説明いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 1番、渡部議員の質問についてお答えいたします。

保険税軽減額分については、保険基盤安定によりまして国よりの支援がございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで専決処分の報告について（専決第10号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を終わります。

---

#### 日程第 9 報告第 5 号 専決処分の報告について

（専決第 1 1 号 令和 5 年度下郷町一般会計補正予算（第 9 号））

#### 日程第 1 0 報告第 6 号 専決処分の報告について

（専決第 1 2 号 令和 5 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号））

#### 日程第 1 1 報告第 7 号 専決処分の報告について

（専決第 1 3 号 令和 5 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））

○議長（湯田健二君） この際、日程第 9、報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 11 号 令和 5 年度下郷町一般会計補正予算（第 9 号））についての件から日程第 11、報告第 7 号 専決処分の報告について（専決第 13 号 令和 5 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））までの 3 件を一括議題といたします。

本件について説明を求めます。

報告第 5 号については総務課長、湯田英幸君、報告第 6 号及び 7 号については町民課長、室井節夫君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、議案書 23 ページを御覧ください。

報告第 5 号 専決処分の報告について（専決第 11 号 令和 5 年度下郷町一般会計補正予算（第 9 号））でございますが、24 ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,352 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 1,572 万 5,000 円とするものであります。

補正の概要でございますが、31 ページからの歳入につきましては、32 ページ最上段の 10 款地方交付税までは、交付額等の額の確定により、それぞれ予算の整理を行ったもの

であります。

同じく32ページ、12款負担金及び分担金につきましては、農業施設工事の完了により受益者負担金が確定したことにより、予算の整理を行っております。

15款県支出金につきましても、農地集積・集約化対策事業の確定により、予算の整理を行うものであります。

17款、一般寄附金でございますが、昨年度までふるさと大使に就任いただいていた高濱広行氏からご厚意をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

18款繰入金につきましても、事業費の確定により、ふるさと創生基金繰入金を整理したものでございます。

21款町債につきましても、事業費の確定により額の整理を行っております。

34ページからの歳出につきましては、事業完了による予算の整理で、予備費により調整するものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本補正につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について令和6年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） 町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） それでは、議案書の36ページをお開き願ひしたいと思います。報告第6号 専決処分の報告について（専決第12号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））についてご説明いたします。

37ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,307万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,300万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、県補助金の交付決定によりまして、歳入の保険給付費等交付金と歳出の一般被保険者医療給付費等の支出確定に伴いまして、専決処分をさせていただいたものでございます。歳入歳出の調整につきましては、予備費で調整させていただきました。

43ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金を4,057万3,000円を減額し、2節特別交付金を750万1,000円増額するものでございます。

続きまして、44ページをお開きください。歳出につきましてご説明申し上げます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金でございますが、医療費の確定に伴いまして4,781万7,000円を減額補正となります。

次に、2項高額医療費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金につきましても、高額療養費確定に伴いまして1,331万4,000円の減額補正となります。

次に、8款予備費ですが、財源調整によりまして2,805万9,000円を増額計上しております。

以上が報告第6号 専決処分の報告について（専決第12号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））について説明させていただきました。よろしくお

願いいたします。

続きまして、議案書45ページをお開きください。報告第7号 専決処分の報告について（専決第13号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））についてご説明申し上げます。

46ページをお開きいただきたいと思います。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,200万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳出の後期高齢者医療広域連合納付費の増額に伴いまして、歳入の後期高齢者医療保険料と合わせまして専決処分させていただいたものでございます。

52ページをお開きいただきたいと思います。歳入についてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分を129万8,000円増額、2目普通徴収保険料、1節現年度分を22万1,000円増額し、2節過年度分を68万円減額するものでございます。

続きまして、53ページをお開きください。歳出につきましてご説明申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費、18節負担金、補助及び交付金を83万9,000円増額するものでございます。

以上が報告第7号 専決処分の報告について（専決第13号 下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第5号 専決処分の報告について（専決第11号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第9号））についてから報告第7号 専決処分の報告について（専決第13号 令和5年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））までの件を終わります。

---

## 日程第12 報告第8号 専決処分の報告について

### （専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（湯田健二君） 日程第12、報告第8号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） それでは、議案書の54ページをお開きいただきたいと思えます。報告第8号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額の決定及び和



解について) ご説明を申し上げます。

議案書55ページを御覧いただきたいと思います。本件の内容でございますが、令和5年11月9日に発生いたしました自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。

まず、1番の損害を賠償し和解する相手方でございますが、記載内容のほうをご確認いただきたいと思います。

次に、2番の損害賠償の額でございますが、過失割合について相手方がゼロ%、町側が100%であるため、町側が対人損害額15万9,202円を負担したものでございます。

3番の事故の状況でございますが、令和5年11月9日午後2時35分頃、総合政策課職員が運転する公用車、会津500ち8118が会津若松市内の出張先へ向かう際、県道64号会津若松裏磐梯線を走行中、会津若松市花春町地内において、渋滞により前方に停車していたアサヒシューズ株式会社の社用車、郡山400す2462の後方部分に追突しまして、相手方に損害を与えたものでございます。

次に、4番でございますが、本件につきましては、先ほどご説明いたしました損害賠償額により、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、訴訟等は行わないことで相手方との協議が調いましたので、令和6年4月24日付で専決処分したものでございます。

また、今回の事故に関しましては、相手方車両に乗車されておりました3名のうちの2名並びに車両につきましては、既に損害賠償額の決定及び和解のほうを終了しておりますので、令和5年度3月会議におきまして専決処分の報告をさせていただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

今回の事故につきましては、被害に遭われました皆様方に対しまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。心よりおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、事故防止に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長(湯田健二君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、湯田純朗君。

○4番(湯田純朗君) この相手方に対するものは分かりますけれども、これ毎年出てくるのです、いろいろな事故、事件。これ職員のほうの関係はどのように始末しているのですか。今、福島県職員もそうですけれども、スピード違反でも処分したというのがいっぱいあります。町として懲戒処分という職員に対する処分は、どのようにやっているかをお聞かせください。

○議長(湯田健二君) 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) ただいま4番、湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

当該職員の対応、処分につきましては、前回の議会でも報告いたしておりますが、12月に本人に口頭注意という形で処分対応をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 総務課長、口頭注意、それは何も文書にも残らないということか、一切。言われたほうも、言われたか言われなから分らないのではないの。その口頭注意の現状は、どこで誰がいつやるのですか。私が言いたいのは、職員を厳しく処分しなさいとか、そういうことではなくて、今公務員が物すごく多いのだ、事故が。スピード違反のも新聞に出ています。停職何か月という県職員がいっぱいいるのです。そういうときに、やっぱり何らかの文書とか、口頭でだと聞かなかったことにすっぺという話になったのではないの。それ言わなくてもよかったのではない、口頭でだけなら。始末書は書かないの、これ、多分。昔仕事していたとき、始末書書いた気がするのだけれども。ちょっとそこら辺。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問でございますが、本人から出ております事故報告書に基づきまして対応、処分をしております。処分のほうは、その当時の当該課長から本人に口頭注意という形で指導してございまして、もちろん記録にも残っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） もう一度。これ毎年出てくるのですよね。私が先ほど申し上げた県職員なんて特に厳しいのです。すると、その記録に残っていても、町執行部のほうが言った言葉が記録にあるのですか、記録の用紙に。本人から報告書が出てきますね。それは残るのだけれども、町執行部からその運転者に対して何だと言った言葉が書類に残っているのですか。口頭だから、残らないでしょう。それではおかしいではないですか。文書で出したら、文書で答えなければならぬでしょう、残らないと。今の時代にそれってあり。どこでも今テレビでやっていますけれども、いろんな違反者がいっぱいいます。県職員なんかは、100キロぐらいオーバーしたというのがいますからね。もう停職6か月とか出ているのですよ、今いっぱい。今どき、ほかの町村は分かりませんが、下郷町のその対応というのは甘いのではないですか、やっぱり。そこら辺の考え、どうですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問でございますが、下郷町職員の処分が軽いのではないかとこの部分につきましては、町のほうでは一定の処分基準というのを設けてございまして、その中で対応しております。また、その中で該当しないような案件があれば、町のほうで対応してあります顧問弁護士等に相談をして対応しておりますので、そのような中身がないよう心がけて対応しております。よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはありませんか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、湯田議員の質問というか、関係についてお話ししますが、今回の

報告事項については、このように報告させていただきました。それは前例に基づいて、始末書、事故報告書を出して、そして前例にある事故と対比して、口頭注意ということになりましたけれども、今後、そのような自動車事故等が多発するような時代になってきましたので、懲戒処分ではなくて、懲戒審査委員会として検討すべきことは検討してまいりたい。このような事故が起きないように、厳重に注意喚起はしますけれども、そのようなことについても協議していきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第8号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償額の決定及び和解について）の件を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。（午前11時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年5月16日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員